

(議会報告会及び町民との意見交換)

- 第7条 議会は、議会で行われた議案等の審議の経過及び結果について町民に報告するとともに、町政全般に関する課題について意見交換を行うための議会報告会を毎年、開催するものとする。
- 2 議会は、前項の議会報告会のほか、町民の多様な意見を的確に把握するための意見交換の場を設けるものとする。
- 3 議会は、前2項の開催に関しては、随時の検証・検討に努めるものとする。

(請願及び陳情)

- 第8条 議会は、請願及び陳情を町民による政策提案と位置付け、真摯に取り扱うものとする。
- 2 議会は、請願者又は陳情者の求めに応じて、請願者又は陳情者が意見陳述等を行う場を設けるよう努めるものとする。
- 3 議会は、請願者又は陳情者に対し、審議結果の伝達並びに処理の経過及び結果等の情報の提供を図るものとする。



議会報告会の様子



座談会の様子

解説

第7条では、前条の説明責任を果たすため、「議会報告会」の開催を義務付けています。議会報告会は、これまで3回(平成24年4月、平成25年4月、平成26年5月)開催し、「町民との意見交換の場」を必要に応じて開催しています。第8条では、請願及び陳情を町民による政策提案として位置付け、真摯(しんし)に取り扱う旨を定めています。